

令和6年度狩猟の担い手確保事業企画運営業務委託仕様書

令和6年度狩猟の担い手確保事業企画運営業務の実施については、委託契約書のほか、この仕様書の定めによる。

1 委託業務名

令和6年度狩猟の担い手確保事業企画運営業務

2 業務の目的

イノシシ等の野生鳥獣による生態系及び農林業への被害防止の取組とともに、捕獲の担い手の高齢化による減少を防ぐことが課題となっている。

県内における狩猟人材を確保・育成するため、狩猟免許取得者及び県内の狩猟者登録数を増加させるとともに、捕獲実績の拡大に寄与する取組を実施する。

3 業務内容

受託者は、以下の業務を行い、業務の目的を達成するためのセミナー、研修会及び表彰事業（以下、「イベント」という。）を実施すること。

(1) 企画・設計

別紙の事項を踏まえた上で研修内容やカリキュラム等を企画・設計すること。なお、開催日数や実施内容については、プロポーザル時の「企画提案書」及びその後の打合せを踏まえた上で、最適なものに改めて実施するものとする。

＜プロポーザルに期待する企画提案内容＞

- ・体験や実習を取り入れた新たな取組の提案
- ・地域の共同体や狩猟関係団体等、多様な主体との連携を強化し、県内の鳥獣保護管理における狩猟者の役割を意識づける取組の提案
- ・県内狩猟者と交流の場を設けるほか、狩猟者のライフスタイル（例：仕事との両立等）を紹介するなど、狩猟へ取り組むきっかけづくりとなる提案
- ・イベント参加後、狩猟免許取得又は継続的な捕獲活動の実施等の行動変容を促す仕組みづくりの提案
- ・突発的な事案（例：コロナ禍）に対する、イベント実施の柔軟な対応

(2) 講師等の手配、関係者間の連絡調整

ア イベントの実施にあたり必要となる講師、会場、飲食物等の手配及び関係者間の連絡調整を行うこと。

＜講師に必要となる能力＞

- ・担当項目を実施するにあたり、十分な知識及び技能を有する者。
（過去に同種又は類似の研修等の講師を行った実績があると望ましい）
- ・地方公共団体が実施する研修の講師として適当な人格を有する者。

イ イベントで使用する教材、機器等を用意すること。

ウ イベント開催に要する会計処理業務の一式を行い、業務委託に係る経費から支出する

こと。(関係者等への謝金、会場使用料の支払い等)

(3) 募集広報

- ア イベントの実施を幅広くアピールし、参加者を集めるため、ポスターやチラシを作成し、効果的な配布を行うとともに、狩猟に関心のある者に結びつく広報媒体（新聞・雑誌・SNS等）を選定の上、情報発信の効果を高めた宣伝手法を提案、実施すること。
- イ イベントの成果を幅広くアピールし、県民の狩猟に対する理解・関心を深めるため、各イベント終了後速やかに、当日の様子を文章や写真、動画等で簡潔にまとめた記事を作成し、ホームページ等で公表すること。なお、記事の作成にあたっては参加者等のプライバシーに配慮し、個人が特定されうる場合は、受託者の責任において該当者に掲載許可を得ること。
- ウ 広報媒体及び周知対象等の範囲については、動物愛護等の多様な意見にも配慮するものとし、委託者と協議の上決定する。受託者が提案・実施する媒体のほか、茨城県県民生活環境部環境政策課ホームページでの広報が可能である。

(4) 参加等申し込みの受付及び問い合わせ対応

- ア 参加者又は表彰対象者は事前申込・応募制とし、受託者が申込・応募及び問い合わせ先となり、受付や問い合わせ対応を行うこと。
- イ 申込・応募者を取りまとめ、速やかに県へ報告すること。なお、申込者が定員を超える場合は、委託者と協議の上、適切な方法で決定すること。
- ウ 申込・応募者に対し、メール等により、参加の可否又は日程等の案内を行うこと。
- エ 一部費用を参加者から徴収する必要がある際は、受託者の責任において行うこと。

(5) 当日の運営

- ア 会場での十分な安全確保や円滑な運営が図れるよう、十分なスタッフを配置し参加者を誘導の上、イベントを実施すること。
- イ セミナー、研修会の企画内容について、イベント当日の天候不順等の場合に採用する代案等をあらかじめ検討の上、関係者及び会場管理者等と十分な調整を図ること。
- ウ 当日の運営方法（関係者のスケジュール、準備物、会場レイアウト等）に関する資料を各イベントの3週間前を目安に委託者へ提出すること。
- エ イベント当日の様子を写真等により記録すること。
- オ 新型コロナウイルス感染症等の感染対策をとりながら運営すること。

(6) 効果測定

- ア セミナー、研修会受講者を対象に、イベント終了後にアンケートを実施し、集計結果を提出すること。アンケート項目は、別途協議の上、定めるものとする。
- イ 表彰事業の応募状況については、応募者の属性（住所や年齢層、免許取得歴等）を集計し、集計結果を提出すること。集計する項目は、別途協議の上、定めるものとする。
- ウ アンケート結果等をもとに、事業の効果や改善点に関する考察を行い、次年度実施内容に関する提案を行うこと。

(7) 打合せ

業務開始時、中間及びイベント実施前の計7回程度打合せを実施すること。

(8) 成果品の提出

業務終了後、業務委託完了報告書（イベントで使用した資料、広報物、当日の様子の記録物、アンケート等の集計結果及び考察を含む）を提出すること。（紙1部及びデータ一式）

ア 提出先：

茨城県県民生活環境部環境政策課 自然・鳥獣保護管理 担当

住所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

電話：029-301-2946

FAX：029-301-2948

e-mail：shizen2@pref.ibaraki.lg.jp

イ 提出期限：

令和7年3月31日まで

4 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により本仕様の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上承認を得ること。

なお、イベント中止により一部費用の発生等がなくなった場合は、委託費を減額する場合があります。

5 その他

- ・本仕様に疑義が生じたとき、本仕様によりがたい事由が生じたとき、又は本仕様に定めのない細部については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ・本業務の実施に当たり、知り得た情報の取り扱いには十分に注意し、情報の漏洩等がないよう留意すること。
- ・事業実施にあたり委託者と十分協議し、事故防止に努めること。
- ・本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するものとする。

別紙

イベント名	対象者	実施時期	定員	実施場所	狙い	内容	備考
1 体験会							
(1) 体験学習 in県央	狩猟免許を所持していない者（県内在住者及び県内での狩猟を希望する者かつ県南の体験学習に参加しない者）	令和6年7～11月頃 （1回）	40名程度 ※会場の広さに応じて、適宜参加者を分けて実施。	県内施設	狩猟に対する理解・関心を高め、狩猟免許取得を促進する。 「捕る、さばく、食べる」の一連の流れを五感で体験することで、狩猟の魅力を実感させる。	①狩猟の基礎知識に関する講習 狩猟の意義や役割、狩猟免許の種類及び取得方法、狩猟に関する法規制（狩猟鳥獣、狩猟期間、捕獲規制区域）等について学べる内容とすること。 加えて、免許取得のきっかけや実際に免許を取得して分かったこと等の経験を学べる内容とすること。 ②狩猟模擬体験 シミュレータ等による銃の模擬体験や、わな猟、網猟については、実際の猟具に触れてみる等の体験により、狩猟の様子をイメージできる内容とすること。 ③イノシシ解体見学 実際に解体する様子の見学又は映像等により、捕獲後の対応について学べる内容とすること。 ④捕獲個体の有効活用に係る体験 ジビエ料理の試食等、捕獲個体から採取した素材の活用方法等について学べる内容とすること。 ⑤意見交換会	・①の講師は、県内で狩猟経験がある狩猟者免許所持者が望ましい。 ・③については、セミナー参加者以外の出入りが少ない場所で実施する等、周囲の環境に配慮すること。 ・④について、食品の調理及び提供に関する管轄保健所への届出を要する場合は、受託者が行うこと。 ・県内各地から参加しやすくするため、県央と県南地域での開催とする。 ・狩猟の基礎知識をまとめた動画やスライドショー等を作成しホームページで公開するなど、体験会に参加できなかった者も、狩猟の基礎を知ることができるようにすること。 ・体験会の内容については、実施場所や開催時期に応じて調整すること。
(2) 体験学習 in県南	狩猟免許を所持していない者（県内在住者及び県内での狩猟を希望する者かつ県央の体験学習に参加していない者）	令和6年7～11月頃 （1回）					
2 研修会							
(1) わなプラン	わな猟免許所持者のうち、狩猟経験が少ない者（県内在住者に限る）	令和6年9月～11月頃 （1回）	10～20名程度 ※人数に応じて班に分けて実施。	県内の狩猟可能な地域	わな免許所持者で狩猟経験がない又は少ない者が円滑に狩猟を実践できるよう支援するとともに、茨城県内での狩猟の魅力伝える。	①マナー・安全講習 わな猟時のマナーや注意すべき点等について学べる内容とすること。 ②けもの道の見つけ方講習 けもの道の見つけ方やわなの設置に適した場所について学べる内容とすること。 ③箱わな・くくりわな架設講習（実習） 箱わな又はくくりわなを参加者に架設させ、改善点等について助言すること。 ④わな以外の網猟、銃猟の紹介 ⑤イノシシ解体体験 ⑥狩猟者と研修参加者の交流会 地域の狩猟者との交流は、研修当日だけの一過性のものでなく、以後も継続的にお互いが連携・協力できる人間関係を築ける内容とすること。	・講師は、わな免許所持者としてこと。 なお、県内で狩猟経験があると望ましい。 ・③の講師は、参加者5名につき講師1名程度を配置とすること。 ・②及び③は、できる限り山地等で行うなど、実際の狩猟に近い体験ができるよう工夫すること。また、必要に応じてイベント保険等に加入し、参加者の安全に十分に配慮すること。 ・④は、わな猟以外の猟法について紹介するとともに、茨城県内での狩猟の魅力伝える。
(2) 銃プラン	銃猟免許所持者のうち、狩猟経験が少ない者（県内在住者に限る）	令和6年9月～11月頃 （1回）	10～20名程度 ※人数に応じて班に分けて実施。	茨城県狩猟者研修センター（笠間市）	銃猟免許所持者で銃猟経験がない又は少ない者の射撃技術を向上させるとともに、茨城県内での狩猟の魅力伝える。	①マナー・安全講習 銃猟時のマナーや注意すべき点等について学べる内容とすること。 ②射撃講習（スキート・スラッグを想定） 参加者に射撃させ、改善点等について助言すること。 ③狩猟者と研修参加者の交流会 地域の狩猟者との交流は、研修当日だけの一過性のものでなく、以後も継続的にお互いが連携・協力できる人間関係を築ける内容とすること。	・②の講師は、参加者10名につき講師2名程度を配置とすることとし、銃猟免許所持者かつ銃猟経験10年以上の射撃技術に優れた者としてこと。
3 表彰事業							
表彰事業	県内で狩猟者登録を行った者等	【募集期間】 契約締結後設定日～令和7年2月15日 【審査会】 令和7年3月上旬 【表彰式】 令和7年3月下旬	応募数50件程度を想定	【応募先】 受託者の事務所 【審査会及び表彰式】 茨城県庁（水戸市）	イノシシ又はシカを捕獲した応募者等を表彰することで、県内での狩猟者登録を促進する。	県内で狩猟等により捕獲したイノシシ又はシカの実績を募集し、12件程度を表彰すること。 【想定される受託者の業務】 ①県と協議の上、評価基準を決定し、その基準が判定可能な応募用紙を作成する。 ②応募者を募集し、応募された案件を判定する。（大きさ、捕獲数のほか、捕獲者の属性（女性・免許取得後数年の者等）や獣種を考慮し順位付け） ③審査会を開催し、表彰者を決定する。（審査員は受託者、県及び県猟友会事務局を想定） ④表彰式を開催し、受賞者へ賞状等を授与する。	・受賞者へ贈呈する副賞合計30万円相当を委託費の範囲で用意すること。 ・募集期間は指定期間とせず、可能な範囲で前倒しすること。（参考） R5募集期間：R5.9.1～R6.2.15 ・多くの方に応募いただけるよう、周知方法を工夫すること。